

外国人観光客誘客促進業務 企画提案仕様書

1 業務名称

外国人観光客誘客促進業務

2 本業務の目的

本業務は、大船渡・住田定住自立圏共生ビジョンに基づき、大船渡市、住田町（以下「1市1町」という。）が連携し、1市1町が誘客に取り組む台湾、特に台北市内に拠点を置く旅行会社をターゲットとしたファムツアー及び現地でのセールスコール等を実施することで、台湾から当地への更なる来訪者の増加を目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日(金)まで

4 委託業務

- (1) ファムツアーの実施
- (2) セールスコールの実施
- (3) 研修会の実施
- (4) 報告会の実施
- (5) 実績報告及び成果品の提出

5 委託業務の詳細内容等

(1) ファムツアーの実施

以下の要件を満たすファムツアーを企画し、実施・運行管理を行うこと。

ア 実施時期及び行程

期間：令和8年12月～令和9年2月末。

行程：移動日を含めて4泊5日以内。

イ 招請者

(ア)人数等

台北市内の旅行会社を中心に、3社以上から各社1名ずつ計3名以上、通訳兼コーディネーター1名、計4名以上とする。なお、通訳兼コーディネーターについては、日本到着後空港からの同行とし、通訳対象言語は、日本語および台湾華語（繁体字）とする。

(イ)対象者

東北地域を巡る新規ツアーの造成を検討している旅行会社の商品企画に係る責任者または担当者とする。（招請者については、企画提案書による提案を踏まえ、最終的には1市1町及び受託者の協議により決定する。）

ウ 行程・内容等

(ア)移動

- ・出入国は仙台空港または花巻空港を使用すること。
- ・日本国内の移動手段については、スーツケース等の荷物の収納も踏まえた上

で十分な大きさを確保したジャンボタクシー等とし、運転手を含む手配を行うこと。なお、1市1町内の行程においては、1市1町の職員が同一の車両に同乗する場合がある。

(イ)訪問先

- ・「1市1町の観光施設、体験等」（別紙1参照のこと）の内容を含めて提案すること。なお、体験型コンテンツについては、1市1町で各2か所以上を行程に含むこと。

- ・1市1町内で特産品を吟味、購入する時間を1時間以上確保すること。

- ・出入国に使用する空港から1市1町までの移動行程上にある市町村の主要観光地を2か所以上含むこと。ただし、1市1町の近隣市町村を優先的に行程に含むこととする。なお、当該地域内の行程で発生する費用については、当該市町村の担当部署または観光関係事業者との調整を行い、当該地域が負担するものとする。

(ウ)宿泊場所

- ・最大4泊となる本ファムツアーの宿泊先については、すべて1市1町内から提案すること。

- ・1市1町内で各1か所以上提案すること。

- ・1市1町の近隣市町村の主要観光地を訪問する場合においても、原則1市1町内で宿泊することとする。

(エ)支払

- ・1市1町における視察先施設への入場や体験、宿泊に係る諸経費や諸雑費については、事業費として計上すること。

- ・昼食代等、必要に応じて招請者から実費を徴収することができるが、その場合は招請者に対し、事前に通知すること。

- ・現地で招請者が追加の支払を求められることのないよう、視察先各所と事前に調整すること。

(オ)その他

- ・招請者に対して本ファムツアーの内容や1市1町の観光コンテンツ、1市1町を行程内に含むツアーの造成及び催行可能性等に関するアンケート調査を実施すること。受託者は、アンケート結果の取りまとめを行い、参加者の意見をもとに改善策を示すこと。

- ・招請者の海外保険の加入及び支払いについては、招請者が各自行うこととする。

- ・招請者の都合等により、移動行程等に変更が生じる場合においては、発注者と協議の上対応するものとする。

- ・招請者に対し、本招請に係る謝礼は支払わないこととする。

- ・航空便の遅延や欠航、目的地変更等に対しては、1市1町及び受託者の協議に基づいて対応を行うものとする。

(2) セールスコールの実施

以下の要件を満たすセールスコールを企画し、参加事業者の募集やとりまとめ、

航空券や宿泊場所、現地での移動に係る交通手段等の手配、運行管理の一切を行うこと。

ア 期間

(ア) 移動日を含めて、3泊4日以内の行程とすること。

イ 出張者

(ア) 人数

- ・出張者は、1市1町の事業者最大5名とし、同一企業・団体等につき1名までとする。なお、1市1町の職員は渡航しない。
- ・アテンド要員及び通訳者を各1名以上（計2名以上）配置し、現地での移動や商談に滞りが発生しないよう努めること。アテンド要員については、仙台空港または花巻空港での合流とし、また、通訳者について、現地在住者の場合は台湾現地での合流を可とする。

(イ) 参加要件

- ・セールスコールに参加する事業者は、本事業で実施する研修会への参加を必須要件とする。

ウ 行程・内容等

(ア) 移動

- ・出入国は仙台空港または花巻空港を使用すること。
- ・1市1町から仙台空港または花巻空港までの往復に係る移動手段や移動に係る費用、駐車場代等については、参加事業者の手配及び負担とする。
- ・出張者は、仙台空港または花巻空港に集合し、以後の行程を共にするものとする。全行程終了後、仙台空港または花巻空港にて解散することとする。
- ・現地での移動手段については、スーツケース等の荷物の収納を踏まえた上で十分な大きさを確保したジャンボタクシーとし、ジャンボタクシーを借り上げる場合には、運転手を含み手配すること。
- ・やむを得ず公共交通機関を使用する場合は、各事業者の負担とする。また、本事業行程外の移動に係る費用については、各事業者の負担とする。

(イ) 訪問先

- ・台北市内に拠点を置く旅行会社を中心に8社以上訪問すること。
- ・東北地方を巡る新規ツアーの造成を検討している旅行会社を優先的に訪問することとするが、東北地方及び岩手県内、1市1町への旅行商品造成の実績が豊富な旅行会社への訪問も可とする。
- ・訪問先については、企画提案書による提案を踏まえ、最終的には1市1町及び受託者の協議により決定する。

(ウ) パンフレットの編集・印刷

- ・1市1町が作成し提供している現行のPRパンフレットについて、必要な修正を加えた上で500部以上製作し、1市1町に納品すること。なお、本パンフレットは、セールスコールの際に各社に配布し、1市1町内の観光施設にも配架することとする。
- ・パンフレットは、中国語（繁体字）、中綴じ本、A4サイズ8ページとし、1市1町に対して、拡張子.aiデータでも提供するものとする。

- ・パンフレットの内容については、1市1町及び受託者の協議により決定する。

(エ)費用負担

- ・参加事業者は、台湾渡航に係る「事業費から支出する項目」（別紙2参照のこと）の2分の1に相当する額を自己負担するものとし、対象経費が20万円を超える場合は、対象経費から10万円を控除した額を自己負担する。
- ・上記以外の必要経費については、参加事業者の負担とする。

(オ)その他

- ・相手方に対し、1市1町のプロモーションの素材として、1市1町の特産品等4,000円以内（1市1町各2,000円以内）を現地旅行社1社につき1セット手渡しすること。本件について発生する費用については、本事業費から支出することとし、内容については、1市1町及び受託者の協議によって決定する。
- ・現地での通信（e-sim、wi-fi等）、海外旅行保険及びその他飲食に係る費用等については、参加事業者が各自行うこととする。
- ・航空便の遅延、欠航、目的地変更及び出張者等に緊急事態が発生した場合等については、1市1町及び受託者の協議に基づいて対応を行うものとする。

(3) 研修会の実施

- ア 観光関連事業者等を対象に、訪日外国人観光客市場の現状及び1市1町の外国人観光客へのホスピタリティや環境整備に関する研修会を2回以上企画・運営すること。
- イ セールスコール参加事業者の募集前に必ず1回行うこと。
- ウ 受託者は、研修会の内容や期日の設定、参加者募集、講師の選定等研修会開催に伴う一切の事務及び手配を行うこととするが、内容や講師の選定等の事項については、1市1町及び受託者の協議により決定する。
- エ 研修会のうち1回は2日間の開催とし、講座やワークショップ、参加者間での交流、希望する事業者の店舗における団体視察および意見交換・検討会等を含む内容とすること。

(4) 報告会の実施

委託業務(1)～(3)終了後は、外国人観光客に対する1市1町の取組とその結果を報告し、現地のニーズや今後の課題を共有すること等を目的に、1市1町の市民及び観光関係者を対象に報告会を開催すること。受託者は、報告会の企画・運営・広報の一切及び当日発表を行うこと。

(5) 実績報告及び成果品に関する事項

- ア 本事業の実施結果及びセールスコール参加事業者やファームツアー招請者に対するアンケート結果について分析、検証した上で、報告書として提出すること。なお、報告書には、アンケート結果をもとに、ターゲット設定に関する記載を含めた、今後取組んでいくべき具体的な課題や提案について記載すること。
- イ 実施報告書は原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データで提出すること。

ウ その他業務で生じた成果品については、1市1町に提出することとし、本委託業務で得られた成果品に係るすべての権利は、発注者である1市1町に帰属する。発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。

(6) その他

ア 業務の実施に当たっては、1市1町と綿密な連絡を取りつつ、十分協議しながら進めること。

イ 事業費の積算に当たっては、費目ごとに課税の有無について明記すること。

ウ この仕様書に定めのない事項及び仕様書により難しい事項が発生した場合には、1市1町及び受託者が協議の上、別途定める。

エ 本業務に関する打合せを必要に応じて随時行うこと。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の経費とする。

オ 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。

カ 発注者は、成果物の一部又は全部を公開することができる。

キ 本仕様書に記載している事項全てを満たしていることかつ予算上限額以内であれば独自の提案を受け付けることとする。